

JIS

蛍光灯安定器

JIS C 8108 : 2008

(JELMA/JSA)

平成 20 年 7 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (株式会社東芝 電力・社会システム社)
	石 塚 昶 雄	社団法人日本原子力産業協会
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	香 川 利 春	東京工業大学
	亀 田 実	社団法人日本電線工業会
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	坂 下 栄 二	IEC/ACOS 委員 (技術協力安全センター)
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	佐 藤 政 博	財団法人電気安全環境研究所
	島 田 敏 男	社団法人電気学会
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	千 葉 信 昭	社団法人電池工業会 (東芝電池株式会社)
	恒 川 真 一	社団法人日本電球工業会 (東芝ライテック株式会社)
	徳 田 正 満	武蔵工業大学
	中 村 禎 之	社団法人日本電機工業会
	能 見 和 司	電気事業連合会
	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟
	福 田 和 典	社団法人日本配線器具工業会 (東芝ライテック株式会社 電材照明社)
(専門委員)	安 藤 栄 倫	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 28.12.1 改正：平成 20.7.20

官 報 公 示：平成 20.7.22

原 案 作 成 者：社団法人日本電球工業会

(〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 TEL 03-3201-2641)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

蛍光灯安定器

正 誤 票

区分	位 置	誤	正
本体	表 3 線間電圧又は対地電圧 50 以下、 充電部と接地するおそれがある 非充電金属部との間の その他の箇所の欄	1.2	1

平成 20 年 9 月 1 日作成

白 紙

目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	1
2 引用規格.....	1
3 用語及び定義.....	1
4 種類.....	4
5 要求事項.....	5
5.1 安全性.....	5
5.2 性能.....	10
6 試験.....	10
6.1 試験条件.....	10
6.2 試験方法.....	11
7 検査.....	14
7.1 形式検査.....	14
7.2 受渡検査.....	14
8 製品の呼び方.....	15
9 表示.....	15
解 説.....	17

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本電球工業会(JELMA)及び財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 8108:1991** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

蛍光灯安定器

Ballasts for fluorescent lamps

序文

この規格は、1953年に制定され、前回の改正は1991年に行われたが、その後、国際規格と整合した **JIS C 8147-1**、**JIS C 8147-2-8** 及び **JIS C 8118** が制定されたため、これらの規格を引用し、国際規格と可能な限り整合が図れるように改正した。

1 適用範囲

この規格は、**JIS C 7601** に規定する蛍光ランプ及び **JIS C 7605** に規定する殺菌用低圧水銀放電管（以下、ランプと総称する。）の点灯に使用する磁気回路式安定器のうち、定格入力電圧が交流（50 Hz 専用、60 Hz 専用、及び 50 Hz・60 Hz 共用）の 300 V 以下及び定格二次電圧が 1 000 V 以下で、一般の場所で使用する磁気回路式安定器（以下、安定器という。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS C 0920** 電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）
- JIS C 1102-1** 直動式指示電気計器—第 1 部：定義及び共通する要求事項
- JIS C 1302** 絶縁抵抗計
- JIS C 1509-1** 電気音響—サウンドレベルメータ（騒音計）—第 1 部：仕様
- JIS C 1509-2** 電気音響—サウンドレベルメータ（騒音計）—第 2 部：型式評価試験
- JIS C 1602** 熱電対
- JIS C 7601** 蛍光ランプ（一般照明用）
- JIS C 7605** 殺菌用低圧水銀放電管
- JIS C 8118** 蛍光灯安定器—性能要求事項
- JIS C 8147-1** ランプ制御装置—第 1 部：一般及び安全性要求事項
- JIS C 8147-2-8** ランプ制御装置—第 2-8 部：蛍光灯安定器の個別要求事項
- JIS Z 8113** 照明用語

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS Z 8113** によるほか、次による。

3.1

磁気回路式安定器（magnetic type ballast）

変圧器及びチョークコイルを主体とし、必要に応じ、コンデンサなどと組み合わせて構成され、ランプ